

『枕草子』 「上に候ふ御猫は」 章段における「猫」が表象するもの

—— 翁丸との対比から ——

王 瀬 奈

はじめに

「猫」が文献のうえで初登場するのは、平安初期の仏教説話集『日本霊異記』である。以下に本文を掲出する。

非理に他の物を奪ひ、悪行を為し、報を受けて奇しき事を示しし縁 第三十

膳臣広国は、豊前国宮子郡の少領なりき。藤原の宮に
宇御めたまひし天皇のみ代に、慶雲の二年の乙巳の秋の
九月十五日の庚申に、広国忽に死にき。逕ること三日、
戌の日の申の時に、更に甦きて語りて曰はく、(中略)

我飢えて、七月七日に大蛇に成りて汝が家に到り、屋

房に入らむとせし時に、杖を以て懸け棄てき。又、五月
五日に赤き狗二成りて汝が家に到りし時に、犬を喚び相
せて、唯に追ひ打ちしかば、飢象熱りて還りき。我正月
一日に狸に成りて汝が家に入りし時に、供養せし穴、
種の物に飽きき。是を以て三年の糧を継げり。(九五頁)
本文の囲み部分、「狸」に「ネコ」と訓釈がつけられている。
これについて『新編日本古典文学全集』頭注^①では「狸」
「狸」はネコの意にも用いられた。新撰字鏡「狸力疑反猫也
似レ虎少」。本草和名「家狸・一名猫、和名祢古末(ネコ
マ)」。とある。また、当該説話は本文傍線部の出来事であ
り、藤井氏は次のように述べている。^②

その日付にどれだけの信憑性があるかはひとまず置く

として、文学に描かれるずっと以前から、猫が人々の傍らに生息していたことの証左と見てよいものだろう。言い換えるならば、上代にも存在していた（はずの）猫という生き物が、文学的に意味を持ち、そのイメージが形作られ始めるのが平安時代に至ってから、ということになる。

藤井氏の言う、平安時代に作られた「猫」の文学的意味やイメージはどのようなものであるのか。本稿では、「猫」が登場する『枕草子』「上に候ふ御猫は」章段を取り上げたい。当該章段は日記的章段に分類され、先行研究では、登場する犬「翁丸」は長徳の変における藤原伊周を表しているという解釈が多くなされてきた。しかし、章段の最初に登場する猫「命婦のおとど」に関する先行研究はほとんどなく、猫への注目度は低いのが現状である。

そこで、「命婦のおとど」に改めて注目し、当該章段を考察したい。特に一条天皇が「命婦のおとど」を可愛がっていたことが、『枕草子』の記述の中でどういう意味を持つのかを明らかにしたい。

一条天皇以前、猫を愛育していた天皇に宇多天皇が挙げら

れる。その様子がわかる『河海抄』卷十三（若菜下）に引用されている『寛平御記（宇多天皇御記）』寛平元年二月六日条を引用する。³⁾

六日。朕閑時述猫消息曰。驪猫一隻。大宰少貳源精秩滿
 来朝所献於先帝。愛其毛色之不類。餘猫猫皆淺黑色也。
 此獨深黑如墨。爲其形容惡似韓虜。長尺有五寸高六寸許。
 其屈也。小如秬粒。其伸也。長如張弓。眼晶晶熒如針芒
 之亂眩。耳鋒直豎如匙上之不搖。其伏臥時。團圓不見足
 尾。宛如堀中之玄壁。其行步時。寂寞不聞音聲。恰如雲
 上黑龍。性好道行暗合五禽。常低頭尾著地。而曲鬣背脊
 高二尺許。毛色悅澤盖由是乎。亦能捕夜鼠捷於他猫。先
 帝愛翫數日之後賜之于朕。朕撫養五年于今。每旦給之以
 乳粥。豈畜取材能翹捷。誠因先帝所賜。雖微物殊有情於
 懷育耳。仍曰。汝含陰陽之氣備支鬣之形。心有必寧知我
 乎。猫乃歎息舉首仰朕吾顏。似咽心盈臆口不能言。

最初の傍線部では、大宰少貳源精が任を終え帰京の際、光孝天皇へ黒猫を献上したと記されており、舶来品の猫が献上されたことが分かる。光孝天皇はその猫を数日間可愛でた後、息子である宇多天皇へ下賜し、宇多天皇は五年間毎日貴重な

乳粥を与え続けており、猫が愛玩されていたことも読み取ることが出来る。猫という存在が舶来のものであり、貴重な動物であったことがここからわかる。当該章段における「命婦のおとど」もまた、そうした貴重な存在であったであろう。そのことをふまえた上で、次節では当該章段がこれまでどのような論じられてきたのかを確認したい。

一、「上に候ふ御猫は」章段における先行研究

はじめに、「上に候ふ御猫は」章段の本文を掲出する。段落番号は便宜上、稿者が加えたものである。

一、上に候ふ御猫は、かうぶりにて、命婦のおとどとて、いみじうをかしければ、かしづかせたまふが、端に出でて臥したるに、乳母の馬命婦、「あな正無や。入りたまへ」と呼ぶに、日のさし入りたるに、ねぶりてあたるを、おどすとて、「翁まろ、いつら。命婦のおとど食へ」と言ふに、まことかとして、痴れ者は走りかかりたれば、おびえまどひて、御簾の内に入りぬ。朝餉の御前に、上お

はしますに、御覧じて、いみじうおどろかせたまふ。猫を御懐に入れさせたまひて、をのことも召せば、蔵人忠隆、なりなまありたれば、「この翁まろ打ちてうじて、犬島へつかはせ、ただいま」と仰せらるれば、あつまり狩りさわぐ。馬命婦をまさいなみて、「乳母かへてむ。いとつしろめたし」と仰せらるれば、御前にも出でず。犬は狩り出でて、滝口などして、追ひつかはしつ。

二、「あはれ、いみじうゆるぎありきつるものを。三月三日、頭弁の、柳かづらせさせ、桃の花挿頭にさせ、桜

腰にさしなどして、ありかせたまひしをり、かかる目見むとは思はざりけむ」など、あはれがる。「おもののをりは、かならず向ひさぶらぶに、ささげつしつこそあれ」など言ひて、三四日になりぬる昼つ方、犬いみじう鳴く声のすれば、何ぞの犬のかく久しう鳴くにかあらむと聞くに、よろづの犬とぶらひ見に行く。御厠人なる者走り来て、「あないみじ。犬を蔵人一人して打ちたまふ。死ぬべし。犬をながさせたまひけるが、帰りまありたるとて、てうじたまふ」と言ふ。心憂の事や。翁まろなり。「忠隆、実房なんと打つ」と言へば、制しにやるほどに、

からうじて鳴きやみ、「死にければ、陣の外に引き捨てつ」と言へば、あはれがりなどするつつ方、いみじげに腫れ、あさましげなる犬の、わびしげなるが、わななきありけば、「翁まるか。このごろかかる犬やはいりく」と言ふに、「翁まる」と言へど、聞きも入れず。「それ」とも言ひ、「あらず」とも口々申せば、「右近ぞ見知りたる。呼べ」とて、召せば、まゐりたり。「これは翁まるか」と見せさせたまふ。「似ては侍れど、これはゆゆしげにこそ侍るめれ。また、『翁まるか』とだに言へば、よろこびてまうで来るものを、呼べど寄り来ず。あらぬなめり。それは『打ち殺して捨てはべりぬ』とこそ申しつれ。二人して打たむには侍りなむや」など申せば、心憂がらせたまふ。

三. 暗うなりて、物食はせたれど、食はねば、あらぬものに言ひなしてやみぬるつとめて、御けつり髪、御手水などまゐりて、御鏡を持たせさせたまひて御覧すれば、げに、犬の柱もとに居たるを見やりて、「あはれ昨日翁まるをいみじうも打ちしかな。死にけむこそあはれなれ。何の身に、このたびはなりぬらむ。いかにわびしき心地

四.

しけむ」とうち言ふに、この居たる犬のふるひわななきで、涙をただ落しに落すに、いとあさましきは、翁まるにこそはありけれ。「昨夜は隠れしのびてあるなりけり」と、あはれにそへて、をかしきこと限りなし。御鏡うち置きて、「さは、翁まるか」と言ふに、ひれ伏して、いみじう鳴く。御前にもいみじうおぢ笑はせたまふ。右近内侍召して、「かくなむ」と仰せらるれば、笑ひのしるを、上にも聞しめして、わたりおはしましたり。「あさまじう、犬なども、かかる心あるものなりけり」と笑はせたまふ。上の女房なども、聞きて、まゐりあつまりて、呼ぶにも、いまぞ立ち動く。「なほこの顔などの腫れたる。物のてをせさせばや」と言へば、「つひにこれを言ひあらはしつること」など笑ふに、忠隆聞きて、台盤所の方より、「さとにや侍らむ。かれ見はべらむ」と言ひたれば、「あなゆゆし。さらにさるものなし」と言はすれば、「さりとて、見つくるをりも侍らむ。さのみもえ隠させたまはじ」と言ふ。

さて、かしこまりゆるされて、もとのやつになりにき。なほあはれがられて、ふるひ鳴き出でたりしこそ、世に

知らず、をかしくあはれなりしが。人など人に言はれて、泣きなどはすれ。

当該章段の事件年次は、長保二年（一〇〇〇年）の三月四日から二十七日までの間である。これまでの先行研究で指摘されている。では、これがどのようにして認定されたのかについて、『枕草子解環』から引用する。⁴

長保元年九月十九日に、内裏の猫が産んだ仔猫の産養が行なわれたと『小右記』に見え、源忠隆は、長保二年正月二十七日に六位藏人に補せられており、実房も当時六位藏人現任であるし（『権記』『勅物』、藤原行成は、長徳二年四月二十四日乃至長保三年八月二十三日の間を、「頭弁」と呼ばれ得た。そして、三月三日桃の節供に、翁丸がいるいと飾り立てられて、得意顔にのし歩いていたのがつい先頃のことであり、中宮定子が一条院内裏におわしたのが、長保二年二月十一日入内から三月二十七日三条宮行啓までの間であるとすると、これは、同年三月四日以後二十七日以前の、僅か二十三日間に限定された時期での事件と考えざるを得ない。

このようにして、当該章段の事件年次は長保二年（一〇〇〇年）の三月の出来事ということが認定されており、他の注釈書においても同様である。⁵ また、本稿末尾に、長徳元年（九九五）から長保二年（一〇〇〇）までの、宮廷や中閨白家に関わる出来事を略年譜にまとめた。

では、これまでの先行研究が、この章段をどのように解釈してきたのかを見ていきたい。先行研究では大きく分けて、翁丸に伊周や史実を重ね合わせて読む論と重ね合わせずに読む論がある。

翁丸に伊周(隆家)や史実を重ね合わせて読む論

金子元臣『枕草子評釋』明治書院 一九二五年

長野嘗一『清少納言の一週間』『翁丸』の段によせて

（至文堂『國文學解釋と鑑賞』二九卷一三三号 一九六四年）

松田武夫『評釈枕草子』明治書院 一九六七年

池田亀鑑『全講枕草子』至文堂 一九六七年

田中重太郎『枕冊子注釈一』角川書店 一九七二年

萩谷朴『新潮日本古典集成』枕草子 上』新潮社 一九七七年

年

萩谷朴『枕草子解環一』同朋舎出版 一九八一年

宮崎莊平 「王朝文学に猫を見た」

(學燈社 『國文學』 二七卷十二号 一九八二年)

上丸恵都子 「『枕草子』のわき役たち 日記的章段の執筆

経緯を求めて」

(片桐洋一編 『王朝の文学とその系譜』 和泉書院 一九九

一年)

藤本宗利 「『枕草子』日記的章段の沈黙の構造 「上にさぶら

ふ御猫は」をめくって」

(『常葉国文』 一七号 一九九二年)

梅原猛 『古代幻視』 小学館 二〇〇一年

高有貞 「『枕草子』の翁丸の章段における清少納言」

(『國學院大學大學院紀要』 三三卷 二〇〇二年)

園明美 「『枕草子』の翁丸 犬に託した「祈り」」

(鈴木健一編 『鳥獣虫魚の文学史』 獣の巻 三弥井書店 二

〇一一年)

翁丸に伊周(隆家)や史実を重ね合わせずに読む論

阿部秋生 『枕草子評釈』 東京堂 一九五八年

村井順 「『枕草子』翁丸の段鑑賞」

(『淑徳国文』 第二号 一九六六年)

中田幸司 「枕草子・翁丸章段攷 「御鏡」の機能」

(『平安朝文学研究』 六卷 一九九七年)

津島知明 「背景 を迎え撃つ『枕草子』 「生昌段」 「翁

丸段」から」

(『國學院雑誌』 一一二卷八号 二〇一一年)

以上の通り、重ね合わせて読む論が明らかに多いことが分かる。園氏の論が現在では最も新しく、「その作者が、翁丸をめぐる記述によって、読者が長徳の変に関わる伊周の姿を思い起こすことをまったく想定していなかったと考えるのは、不自然ではなからうか。やはり翁丸には伊周の姿が意識的に重ね合わされていると考えるのが妥当であろう。」と論じている。次節では、これらの結果をふまえ、先行研究が指摘している「長徳の変」の概要とともに、「枕草子」と史実の関係について確認したい。

一、長徳の変と『枕草子』

まず、「長徳の変」とはどのようなものであったのかを確認する。「国史大辞典」藤原道長の項より引用した。⁷⁾

e	d	c	b	a
再び宮中に舞い戻り、一条帝に許される。	さんざんに打擲、うち捨てられる。	宮中に舞い戻る。	一条帝、翁丸の追放を命じる。	一条帝の愛猫に襲いかかる
大赦により赦免、召還決定。(長徳三「九九七」、四、五)	入京発覚、大宰府に追われる。(同、一〇、一〇)	播磨より密かに入京。(同、一〇、八)	大宰権帥として配流決定。ただし、この時は播磨に留め置かれる。(同、四、二四)	弟隆家とともに花山院に狼藉。(長徳二「九九六」、一、一六)
				翁丸
				伊周

長徳元年(九九五)四月には、長兄の関白道隆が病により関白を辞し出家ののち死去。この間、内覧の職を代行したのは、道隆の子伊周であったが、道隆の弟道兼が関白に就任。彼が十日後に死去すると、道長はそのあとを襲い五月内覧の宣旨を受け、その地位を確立し、六月には右大臣、氏長者となり、翌二年七月には左大臣に進んだ。関白・内覧の地位をめぐって、道隆の子伊周・隆家の中関白家と道長との間に軋轢が生じ、この年正月の伊周・隆家兄弟が従者に花山法皇を弓で射させた事件、三月の東三条院藤原詮子呪詛事件、四月の大元帥法修法密告事件などがおこり、四月伊周を大宰権帥、隆家を出雲権守に左遷することとなった。二人は翌三年に召還さ

れることはあっても、再び道長の對抗馬とはなり得ず、この事件を契機に中関白家の追い落としが確定することとなった(長徳の変)。(傍線稿者)

前掲した園氏の論文中にある「翁丸」と伊周を対応させた表では、一見両者の境遇が同じであるように見える。ここでその表を引用し、長徳の変の内容を踏まえ、詳しく見てみたい。⁽⁸⁾

まず、表のaは次にあげる【本文】の部分である。点線部の通り、翁丸は一条帝の愛猫に襲いかかるとあり、対する伊周は弟隆家とともに花山院に狼藉とある。これが長徳の変の発端となった。⁽⁹⁾『小右記』長徳二年(九九六年)正月十六日条にあるように、花山院と伊周・隆家が、故藤原為光家で

遭遇して、鬪乱に及び、花山院に随行していた童子二人を殺害し、首を持ち去ったという史実を表している。

【本文】前掲本文第一段落

上に候ふ御猫は、かうぶりにて、命婦のおとどとて、いみじうをかしければ、かしづかせたまふが、端に出でて臥したるに、乳母の馬命婦、「あな正無や。入りたまへ」と呼ぶに、日のさし入りたるに、ねぶりにあたるを、おどすとて、「翁まる、いづら。命婦のおとど食へ」と言ふに、まことかとして、a 痴れ者は走りかかりたれば、おびえまどひて、御簾の内に入りぬ。(三八頁)

次に、表のbは【本文】の部分である。一条帝が翁丸の追放を命じるとあるのに対して、伊周は大宰権帥として配流決定。ただし、この時は、播磨に留め置かれるとある。

【本文】前掲本文第一段落

朝餉の御前に、上おはしますに、御覧じて、いみじうおどろかせたまふ。猫を御懐に入れさせたまひて、をのことも召せば、藏人忠隆、なりなかまありたれば、「b この翁まる打ちてうじて、大島へつかはせ、ただいま」と仰せらるれば、あつまり狩りさわぐ。馬命婦をもさい

なみて、「乳母かへてむ。いとうしろめたし」と仰せらるれば、御前にも出でず。犬は狩り出でて、滝口などして、追ひつかはしつ。(三九頁)

『小右記』長徳二年(九九六)四月二十四日条にもあるように、aで示した花山院の事件に加え、東三条院藤原詮子を呪詛した事件、太元帥法を修して道長を呪詛した事件などにより、四月二十四日、一条天皇の御前で除目があり、伊周の流刑が決定された。また、五月十二日、流罪人を任所まで護送する役人である領送使は、伊周は病によつて任所へ向かうことができないうことを言上し、その結果、病が癒えてから任所に送るようという宣旨が下されている。

c、dは【本文】の部分であり、翁丸は宮中に舞い戻り、さんざんに打擲、うち捨てられる、とあるのに対し、伊周は播磨より密かに入京し、入京発覚、大宰府に追われる、とある。

【本文】前掲本文第二段落

c 三四日になりぬる昼つ方、犬いみじう鳴く声のすれば、何ぞの犬のかく久しう鳴くにかあらむと聞くに、よろづの犬とぶらひ見に行く。御廁人なる者走り来て、

「d あないみじ。犬を蔵人二人して打ちたまふ。死ぬべし。犬をながさせたまひけるが、帰りまひりたるとて、てうじたまふ」と言ふ。(四〇頁)

e は【本文】の部分であり、翁丸は再び宮中に舞い戻り、一条帝に許されるとあり、対して伊周は、大赦により赦免、召喚決定とある。この大赦¹³は、東三条院藤原詮子の病が一向に回復に向かう気配がなかったため、彼女の病氣平癒を期して三月二十五日に一条天皇が命じた。その後、隆家は五月二十一日に、伊周は遅れて十二月に都に入った。

【本文】前掲本文第四段落

さて、e かしこまりゆるされて、もとのやうになりき。なほあはれがられて、ふるひ鳴き出でたりしこそ、世に知らず、をかしくあはれなりしか。人など人に言はれて、泣きなどはすれ。(四二頁)

以上のように、当該章段における翁丸は長徳の変における伊周の状況と重ね合わせられると、園氏を含む多くの先行研究が述べている。しかし、都に戻ったものの伊周は長保二年(一〇〇〇年)五月二十五日の時点で官職を持っていない¹⁴。

翁丸は「もとのやうに」なったのに対し、伊周は帰京できた

だけである。このことから、当該章段の時点で翁丸と伊周を対応させ、伊周が一条天皇に許されたと考えるには疑問が残る。

そもそも、『枕草子』における日記的章段は長徳から長保の間の記事が多く見られるものの、『枕草子』には暗い現状は描かれていない。暗い現実の中にいるはずの定子は「枕草子」内では常に笑つ様子が描かれている。そのような中で「殿などのおはしまさで後」章段は清少納言が作品内で唯一「長徳の変」について触れた章段である。

殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来、さわがしうなりて、宮もまゐらせたまはず、小二条殿といふ所におはしますに、何ともなくつたてありしかば、久しう里にゐたり。御前わたりのおほつかなきにこそ、なほえ絶えてあるまじかりける。(中略)

げにいかならむと思ひまゐらす御けしきにはあらで、候ふ人たちなどの、「左の大殿方の人知る筋にてあり」とて、さしつどひ物など言ふも、下よりまゐる見ては、ふと言ひやみ、はなち出でたるけしきなるが、見ならばなくければ、「まゐれ」など度々ある仰せ言をも過ぐ

して、げに久しくなりにけるを、また宮のへんには、ただあなたがたに言ひなして、そら言なども出で来へし。

(二五九頁)

本文にある「事出で来」が長徳の変が起こったことを示している。また傍線部の通り、定子は長徳の変により参内できておらず、清少納言は周囲の女房たちから道長側と内通しているという疑いをかけられ、定子のもとに出仕できないでいる。定子が何度も出仕をうながしてくれたことが描かれるだけでなく、定子たちの嘆きは一切描かれていない。長徳の変に触れながらも、中関白家の暗い出来事を描かなかつたのである。そのことから考えると、「上に候ふ御猫は」章段において、長徳の変を意識して描いたとは考えにくいのではないだろうか。

この点について考えるために、本論の核心である「命婦のおとど」について詳しく考えていきたい。

三、懐に入る「命婦のおとど」

定子の表象として

次に引用する【本文】は、猫「命婦のおとど」の登場場面である。

【本文】前掲本文第一段落

上に候ふ御猫は、かうぶりにて、命婦のおとどとて、いみじうをかしければ、かしづかせたまふが、端に出でて臥したるに、乳母の馬命婦、「あな正無や。入りたまへ」と呼ぶに、日のさし入りたるに、ねぶりてゐたるを、おどすとて、「翁まろ、いづら。命婦のおとど食へ」と言ふに、まことかとて、痴れ者は走りかかりたれば、おびえまどひて、御簾の内に入りぬ。朝餉の御前に、上おはしますに、御覧じて、いみじうおどろかせたまふ。猫を御懐に入れさせたまひて、をのこども召せば、蔵人忠隆、なりななまありたれば、「この翁まろ打ちてうじて、犬島へつかはせ、ただいま」と仰せらるれば、あつまり狩りさわぐ。馬命婦をもさいなみて、「乳母かへて

む。いとうしるめたし」と仰せらるれば、御前にも出でず。犬は狩り出でて、滝口などして、追ひつかはしつ。(三八頁)

従五位下を賜り殿上を許されている「命婦のおとど」は、一条天皇寵愛の御猫で、縁先で昼寝していたのを、馬命婦の命令を受けた翁丸が威嚇する。翁丸に驚いた「命婦のおとど」は御簾の中に逃げ込んでしまい、御簾の中に逃げ込んだ「命婦のおとど」を一条天皇が「懐に入れ」と表現されている。この「懐に入れる」という表現は、どのような意味をもつのだろうか。平安時代に作られた作品の中から同様の表現を、次に(ア)から(サ)まであげて考えてみたい。

【「懐に入れる」用例】

(ア) 『蜻蛉日記』藤原道綱が女絵を

助を明け暮れ呼びまとはせば、つねにものす。女絵をかしくかきたりけるがありければ、取りて懐に入れて持てきたり。(二三九頁)

(イ) 『うつほ物語』蔵開上 中納言(仲忠)がいぬ宮を

三の宮取りたまひて、中納言にさしやりたまひつれば、唐の縫物の袋に入れたり。稚児を懐に入れながら、琴

を取り出でたまひて、「年ごろ、この手をいかにしはへらむと思ひたまへ嘆きつるを。後は知らねど」などて、はうしやうといふ手を、はなやかに弾く。(三三九頁)

(ウ) 『うつほ物語』蔵開中 仲忠が女一の宮の文を

女御の君の御手の、あてに若くは見ゆれど、大人しくも後身おこするかな、と思して、押し巻きて投げ遣はしつ。大将賜はりて見て、「何ごとにか侍らむ」とて、懐に入れつ。(四五七頁)

(エ) 『うつほ物語』蔵開下 童が袷や単衣を

御使呼び入れて、もの食はせ、酒飲ませなどして、大いなる童には、白き袷一つ、小さきには、単衣一つつづ賜ひて、懐に入れさせて、(五六七頁)

(オ) 『うつほ物語』国讓中 兼雅が女一の宮や尚侍の御櫛箱

にあるものを
祖父おとどは、愛しび、呼び出でて見むと思して、よろづのをかしげなる物、宮、尚侍の御櫛の箱なるを探し取りて、懐に入れて持たまへりけるを取らせたまへれば、喜びて抱かれたまへり。(一九五頁)

(カ) 『うつほ物語』国讓中 右大臣(兼雅)がいぬ宮を

かかれど、このいぬを、今まで見たてまつらざりつる。かかりけるものを、今まで見ざりける。この宮に候ふ者は、年ごろ疎く、をさをさ見語らはずはべりしかど、かしこにものせらるる児をば、すなはちよりなむ見はべる。今日も、このいぬをば見せじ、とこそは思ひためれど、故あれば、あが君こそはひおはしたれ」とて、**懐に入れ**て、奥に向きて居たまへれば、人え見ず。(一九六頁)

(キ) 『うつほ物語』 国譲下 中宮権大夫が後の宮から太政大臣への文を

「これ、人に持たせで、**懐に入れ**て、太政大臣の御もとに持て行きて、人づてならで、御手に確かに奉れ。悩みたまふとてあるは、まことか空言か、確かに案内していへ」とのたまふ。(二七九頁)

(ク) 『落窪物語』 卷之一 帯刀が恋文の返事を
文の返事を、痴れたる者にて、**懐に入れ**て持たりけるを、この少将の君の前に落したりければ、見つけたまひて、(二〇〇頁)

(ケ) 『枕草子』 上に候ふ御猫は 一条天皇が猫を

(コ) 『源氏物語』 若菜下 柏木が猫を

明けたてば、猫のかしづきをして、撫で養ひたまふ。人げ遠かりし心もいとよく馴れて、ともすれば衣の裾にまつはれ、寄り臥し、睦るるを、まめやかにうつくしと思ふ。いといたくながめて、端近く寄り臥したまへるに、来てねうねうといとらうたげになれば、かき撫でて、うたてもすすむかな、とほほ笑まる。

「恋ひわぶる人のかたみと手ならせば
なれよ何とてなく音なるらん

これも昔の契りにや」と、顔を見つづのたまへば、いよいよらうたげになくを、**懐に入れ**てながめぬたまへり。(一五八頁)

(サ) 『狭衣物語』 卷三 狭衣が若宮を
さてもいかやうにか思さるらんと、御心の中も恋しうゆかしき慰めに、**懐に入れ**たてまつりて、いとうつくしき御身なりのためたきを、ただかやうにこそはなど、思ひ出でられて、いみじうかなしきに、げにおろかなるべき形見にはあらざりけり。(二九頁)

「懐に入れる」の用例は十一例見られ、その内の六例が文

や褒美などを収める意味、五例が子どもや猫などを抱きかかえるという意味で使われている。¹⁶⁾この中から(イ)(カ)の

『うつほ物語』における「いぬ宮」の例によると、(イ)では父仲忠が娘を、(カ)では祖父である兼雅が孫を「懐に入れ」ている。特に(カ)の引用本文では、ずっと会うことができなかつた孫のいぬ宮が、偶然にも這い出て来て、その際に「あが君こそはひおはしたれ」と述べており、「可愛らしく守るべきもの」を「懐に入れる」という表現であることが分かる。また、文や褒美などを収める意味の用例において、(キ)『うつほ物語』における「文」の用例によると、中宮権大夫が後の宮から太政大臣への文を「懐に入れ」ている。ここでも引用本文によると、この手紙を人を介さず直接太政大臣にお渡しするようにとあり、大切なものを懐に収めている。

この用例から考えると、「上に候ふ御猫は」章段の「命婦のおとど」は一条天皇にとって「可愛らしく守るべき大切なもの」であることは明らかである。では、一条天皇にとって「可愛らしく守るべき大切なもの」とは他に何が考えられるであろうか。それは最愛の後である定子であるとは考えられないだろうか。つまり、「命婦のおとど」は一条天皇にとつ

ての「可愛らしく守るべき大切なもの」＝定子が表示されていると考えられよう。

長徳の変のあと、後見をなくした定子にとって、頼りとなるのは一条天皇だけであった。事件年次の前年の八月、第一皇子である敦康親王出産のために退出して以来、半年ほど二人は会うことができなかつた。これらのことから、定子不在の宮中で生まれた「命婦のおとど」は、一条天皇にとって定子の代わりであつたといえる。

先行研究において、「翁丸」が誰を表しているのかを考察する論は多くあるが、猫「命婦のおとど」に関しては全く考察されていない。「命婦のおとど」が定子を表していることについて確認するためにも、視点人物の違いに注目し、「翁丸」「命婦のおとど」共に、誰を表しているのかについてみていきたい。

【本文】の後半、「命婦のおとど」を懐に入れた一条天皇はすぐさま藏人を呼び出し、「翁丸」の追放を命じる。この場面においては、一条天皇が視点人物といえる。この時の一条天皇から見て、「命婦のおとど」が「定子」を表象していると考えた場合、「翁丸」は「定子に脅威を与える者」であ

ると言える。

また、「命婦のおとど」が逃げ込んだ先である「御簾の内」(本文)の二重傍線部)は、一条天皇の力の及ぶ範囲の境界を表しているのではないだろうか。自分の力が及ばない端つまり御簾の外では定子を守ることができないが、御簾の内であれば定子を守ることができると示していると読める。「枕草子」内で激高する一条天皇が描かれているのは、この場面だけである。そのため、定子へ脅威を与えた者は厳しく処罰するという、一条天皇の定子を守ろうとする強い意識が現れていると考えられる。

このように考えた場合、一条天皇が「命婦のおとど」にとつた行動は事件年次の定子の状況に重なる。一条天皇の第一皇子を生みながらも、定子を取り巻く歴史的状況は非常に厳しいものであった。道長の娘彰子が女御から中宮となり、流罪だった伊周たちは都に戻ってはいいたものの、すでに道長に對抗できる力はなく、貴族たちの多くは道長の権力下にあった。定子がかろうじて参内して一条天皇と過ごすことができたのも、一条天皇の深い寵愛があったからである。清少納言は、「命婦のおとど」を守り、怒る一条天皇を描くことで、定子

が一条天皇に守られていることを表現したかったのではないだろうか。

しかし、「命婦のおとど」を「定子」、「翁丸」を「定子に脅威を与える者たち」と考えると、「翁丸」で「伊周」を表しているという先行研究との矛盾が生じてしまう。しかし、章段全体を見直し、「翁丸」への視点人物を「清少納言や周りの女房たち」であるとすると、「翁丸」は「伊周」を表していると考えることが可能である。

一で示した、本文の一段落目は一条天皇からの視点、二段落目は清少納言からの視点で捉えられている。二段落目の最初で「翁丸」は清少納言から回想されるが、これは流罪前の伊周に重なってくる。二段落目冒頭「あはれ、いみじうゆるぎありきつるものを。三月三日、頭弁の、柳かづらさせせ、桃の花挿頭にさせせ、桜腰にさしなどして、ありかせたまひしをり、かかる目見むとは思はざりけむ」は、三月三日の桃の節句の際、藤原行成により、「翁丸」が飾り立てられ、堂々と歩いていくことを回想している。

また、続く本文の「おもものをりは、かならず向ひさぶらふに、さつぎつしつこそあれ」は定子の食事の際には、必ず

御前の正面に向かつて伺候していたのに、「翁丸」がいなくなつてしまい、寂しがる清少納言や他の女房たちの様子が描かれている。このことより、当該章段の二段落目に回想される「翁丸」の姿はかつての伊周と、現在の参内できない状況を表しているといえる。

かつて伊周は麗しい様子で内裏を歩き、定子や一条天皇の側近くに伺候していた。その様子は「枕草子」内にも多く描かれている。具体的には「大納言殿まゐりたまひて」章段があげられる。

大納言殿まゐりたまひて、文の事など奏したまふに、例の、夜いたくふけぬれば、御前なる人々、一人二人づつ失せて、御屏風、御几帳のうしろなどに、皆隠れ臥しぬれば、ただ一人、ねぶたきを念じて候ふに、「五四つ」と奏すなり。「明けはべりぬなり」とひとりこつを、大納言殿、「いまさらにな大殿籠りおはしましそ」とて、寝べきものともおぼいたらぬを、「うたて、何しにさ申しつらむ」と思へど、また、人のあらばこそはまぎれも臥さめ。上の御前の柱に寄りかからせたまひて、すこしねぶらせたまふを、「かれ見たてまつらせたまへ。今は

明けぬるに、かつ大殿籠るべきかは」と申させたまへば、「げに」など、宮の御前にも笑ひきこえさせたまふも知らせたまはぬほどに、長女が童の、鶏をとらへ持て来て、「あしたに里へ持て行かむ」と言ひて隠しおきたりける、いかがしけむ、犬見つけて追ひければ、廊の間木に逃げ入りて、おそろしう鳴きのしるに、皆人起きなどしぬなり。上もうちおどろかせたまひて、「いかでありつる鶏ぞ」などたづねさせたまふに、大納言殿の、「声明王のねぶりをおどろかす」といふことを、高ううち出たしたまへる、めでたうをかしきに、ただ人のねぶりたかりつる目もいと大きになりぬ。「いみじきをりの事かな」と、上も宮も興せさせたまふ。なほ、かかることこそめでたけれ。(四四六頁)

「大納言まゐりたまひて」章段は正暦五年(九九四年)夏の出来事であると考えられている。伊周は一条天皇に請われて漢籍の話をしに参上した。話の途中で眠り込んでしまつた一条天皇の寝顔を見て、憎まれ口をきく伊周に定子は笑つて応じる。この章段には一条天皇、伊周、定子という気心の知れた若い三人だけの世界が描かれている。また、長女の童

が持ち込んだ鶏が鳴き叫び、驚き起きた一条天皇に対し、「声明王のねぶりをおどろかす」という漢詩を朗詠する伊周を賞賛する様子も描かれている。

これまでの先行研究の多くは一段落目と四段落目の本文を中心として「翁丸」＝「伊周」と論じてきた。しかし、視点の違いを明確にすると、「翁丸」や「命婦のおとど」は、それぞれの視点人物によって想起される対象が異なってくるこ
とが分かるのである。

おわりに

「上に候ふ御猫は」章段について、史実との矛盾や、章段内の視点人物の違いから「命婦のおとど」と「翁丸」について考察した。その結果、「懐に入れる」の用例から「命婦のおとど」は一条天皇にとつて「可愛らしく守るべきもの」であることを明らかにし、そこから一条天皇にとつて「命婦のおとど」は「定子」を、「翁丸」は「定子に脅威を与える者たち」を表していると考察した。

また、先行研究が述べる「翁丸」は「伊周」を表すという

解釈について検討し直し、「伊周」を想起するのは清少納言たちの視点であることを示した。「命婦のおとど」という猫の存在を取り上げることで、先行研究によって意見が対立していた「翁丸」の存在の二面性が浮かび上がることが分かった。一つの章段を登場人物ごとに見直すことで、『枕草子』の読解を深めることができるのではないだろうか。

また、「懐に入れる」の用例で示した(「」)『源氏物語』においては、『枕草子』と同じく猫を「懐に入れ」ている。『源氏物語』において「懐に入れ」られた猫は、柏木が思慕する女三の宮のもとで養育されていた猫であった。この猫は女三の宮の代わりの存在であり、やはり「可愛らしく守るべき大切なもの」であったのである。

『日本書紀』、『うつほ物語』、『蜻蛉日記』、『枕草子』、『源氏物語』、『狭衣物語』の本文は、新編日本古典文学全集(小学館)に拠る。

【略年譜】長徳元年（九九五）から長保二年（二〇〇〇）までの、宮廷や中関白家に関わる出来事

年号（西暦）	宮廷・中関白家関係
長徳元（九九五）	三月九日 関白道隆の病により内大臣伊周に文書を内覧せしむ 四月十日 入道関白道隆（43）薨
長徳二（九九六）	正月十六日 伊周・隆家の従者、花山法皇を射る 四月二十四日 内大臣伊周（23）を大宰権帥に、中納言隆家（18）を出雲権守に貶す 五月十五日 伊周を播磨に、隆家を但馬に留めしむ 十月十日 伊周、播磨より密かに入京すること露顕、本府に追われる 四月五日 伊周・隆家の罪科を赦さる、さきの大赦による
長徳三（九九七）	六月十四日 内裏焼亡、天皇、太政官庁に遷御
長保元（九九九）	八月九日 中宮、職曹司から平生昌の三条の第に遷る 九月七日 女御元子参内 九月十九日 東三条院、内裏の猫児の産養を行う、左大臣道長・右大臣顕光もともに行う 十一月一日 左大臣道長の女従三位彰子（12）入内 十一月七日 中宮、生昌の第において第一皇子敦康御産 十一月七日 彰子女御となる
長保二（二〇〇〇）	二月十一日 中宮、今内裏に入る、敦康皇子に牛車の宣旨あり 二月十八日 天皇、敦康皇子の御百日の儀を行う 二月二十五日 皇后遵子を皇太后に、中宮定子を皇后に、女御彰子を中宮となす 三月三日 上巳節句 →「上に候ふ御猫は」段における事件年次 三月二十七日 皇后定子、平生昌の第に行啓 四月七日 中宮彰子、今内裏に入る 十二月十六日 皇后定子、御産により崩御（権記）

← 長徳の変 →

注

(1) 新編日本古典文学全集『日本霊異記』小学館 一九九五年九月

(2) 藤井由紀子「怪異の萌芽 平安文学における猫」

(3) 『清泉女子大学人文科学研究所紀要』三四卷 二〇一三年

(4) 玉上琢彌『紫明抄・河海抄』角川書店 一九六八年六月

(5) 萩谷朴「枕草子解環」株式会社同朋舎出版 一九八一年

(6) 当該の記事は以下の通り。

『小右記』長保元年（九九九）九月十九日条

十九日、戊戌。「日ごろ、内裏の御猫、子を産む。女院・左大臣・右大臣、産養の事有り。衝重・院飯・管に納むる衣等有り」と云々。「猫の乳母、馬命婦。時の人、之を咲ふ」と云々。奇怪なる事なり。天下、以て目くばせず。若しくは是れ、微有るべきか。未だ禽獸に人の礼を用ゐるを聞かず。嗟乎。

(『小右記』本文は摂関期古記録データベースにより、傍線は筆者による。以下『小右記』の引用は同データベースによる)

(6) 「上に候ふ御猫は」章段の事件年次について各注釈書では次のように述べられている。

金子元臣『枕草子評釋』明治書院 一九二五年

この段は長保二年の春の事である。中宮はこの二月十一日にまた御入内になって、三月廿七日に又生昌宅に退けられた。本文で見ると、三月三日より遠くない事と思はれるから、三月下旬の御退出間際の事らしい。

阿部秋生『枕草子評釈』東京堂 一九五八年

史実年時は長保二年（一〇〇〇）の春、場所は一条大宮の今内裏とされている。

松田武夫『評釈枕草子』明治書院 一九六七年

この段の記事は、長保二年（一〇〇〇）三月中旬のことだといふ。中宮は、前年の長保元年八月、生昌邸に移られ、翌二年二月十二日から三月二十七日まで、今内裏（小一条院の仮御所）に帰っておられたが、その事を、この記事に当てて推量したのである。

池田龜鑑『全講枕草子』至文堂 一九六七年

長保二年（一〇〇〇）三月の事件を回想して述べたものと考えられる。

田中重太郎『枕冊子注釈』角川書店 一九七二年

この段の史実は、おそらく長保二年（一〇〇〇）三月のことであろう。『日本紀略』御堂閑白記「権記」枕冊子「三卷本勅物などの記録によると、定子皇后が内裏にいらせられたのは長保二年二月十一・二日のころから三月二十五・七日と八月八日に再び参内、同月二十七日までである。猫の眠っているのは陽春がふさわしく、池田氏が指摘されたように、「この段に三月三日のことを特にとりたてて印象的に書いていること」、「この段の猫は子猫で、長保元年九月十六日に生まれた猫であるらしく、一年もたったころの猫とは思われないこと」、「権記によるとこの八月には霖雨がつつき、雨を止めるための

祈禱が行なわれ、賀茂川の堤が決壊し、洛中の人家が流失して多数の死者を出した程で、そのような物騒な八月のことはとうてい思われぬ」（『評釈』）などの理由でそう考えてよいであろう。

(7) 『国史大辞典 第十二巻』吉川弘文館 一九九一年

(8) 園明美『枕草子』の翁丸 犬に託した「祈り」(鈴木健

一編『鳥獣虫魚の文学史』獣の巻 二〇一年) ただし、引用した表上部のアルファベットは筆者による。

(9) 『小右記』長徳二年(九九六) 正月十六日条

十六日。(『三条西家重書古文書』一) 右府の消息に云はく、「花山法王、内大臣・中納言隆家と、故一条太政大臣の家に相遇ふ。鬪乱の事有り。御童子二人、殺害す。首を取り、持ち去る」と云々。

(10) 『小右記』長徳二年(九九六) 四月二十四日条

配流の雑事等、右大将に委ぬ。此の間、諸卿、仰せに依りて陣中に入る。除目の清書を右大将、奏聞す。式部丞を召して下名を賜ふ。大内記齊名朝臣を召し、配流宣命の事 花山法皇を射る事、女院を呪詛せる事、私に大元法を行なふ事等なり。、並びに固閑の勅符の事 是より先、諸陣を警固せしむ。を仰す。左衛門権佐允亮朝臣を召し、権帥を追ひ下すべき由を仰す。允亮朝臣、申請し、左衛門府生茜忠宗・廷尉、相共に彼の家に向かふ。

(11) 『小右記』長徳二年(九九六) 十月八日条

八日、乙巳。早朝、或いは云はく、「諸陣、門扉を禁

衛し、全て閉づ」と云々。物忌に依り、諷諭を修せしむ。

勅解由長官と同車して内に参る。殿上に候す。小選くして左府の直廬に詣づ。卿相、会す。「権帥、密々に京上し、中宮に隠れ居り」と云々。「夜部より其の聞こえ有り」と云々。且つ右衛門権佐孝道を差し、事の由を后宮に申さる。己に実無き趣きを奏せらる。孝道朝臣以下、使の官人等、彼の后宮に候す。左衛門尉季雅・志為信を差し、播磨に遣はして、権帥の有無を実検せらる。又、帥の京上を告げ言ふは、既に其の人有り。「近きは則ち中宮大進生昌」と。是れ左府、談説せらるる所なり。

(12) 『小右記』長徳二年(九九六) 十月十一日条

十一日、戊申。大外記致時朝臣、告げ送りに云はく、「昨日、雑事を行なはる。外帥、大宰府に下し送らる。使左衛門尉平維時、官符を請け了んぬ。」

(13) 『小右記』長徳三年(九九七) 四月五日条

五日、戊戌。左大臣、喚しに依りて御所に参上す。頃くして陣に復す。諸卿に仰せて云はく、「大宰前帥・出雲権守藤原朝臣、去める月二十五日の恩詔を霽すべしや否や。召し上ぐべからざるか。恩詔を潤すと雖も尚ほ本所に在るべきか。其の間、定め申せ」とへり。右大臣、左衛門督・宰相中将、定め申して云はく、「件の兩人、罪は恩詔を潤すか。但し召し上ぐる事に至りては明法家に下し助せらるべきなり」とへり。左大将、民部卿、申して云はく、「罪は恩詔を霽すべし。召し上ぐる事に於

いては、先例を尋ねらるべきなり」と。余・平中納言、右衛門督・勘解由長官、申して云はく、「罪は恩詔を霽すべし。『犯八虐を免す』の文に依る。但し召し上ぐる事に至りては、只、勅定在り。左右、定め申し難し」と。左大弁、申して云はく、「罪は恩赦を潤すべし。又、恩詔を潤しながら猶ほ本処に在るべし」とへり。余、竊かに思ふに、惟れ法条の指す所、已に以て分明なり。然れども敢へて申すべからず。左大臣の定め申す旨、慥かに聞かず。左大臣、各の申す旨を以て心に銘し、座を起ちて御所に参上す。良久くして還り便座に着し、諸卿に示して云はく、「前の非常大赦の時、此くのごとき流人、殊に思食す所有りて召し上ぐる例有り。何ぞ矧んや罪、赦令を潤せば、召し上ぐべし」とへり。左大臣、大外記致時朝臣を召し、流人を召す使の例を勸申せしむ。諸卿、秉燭の後、退出す。

(14) 『権記』長保二年(一〇〇〇)五月二十五日条

二十五日、辛丑。左府に詣つ。奏せらるる所の事有り。事、甚だ非常なり。是れ邪氣の詞なり。「前帥を以て本官・本位に復さるべし。然らば病惱、愈ゆべし」とへり。

(『権記』本文は撰関期古記録データベースにより、傍線は筆者による)

(15) 山本淳子『枕草子のたくらみ』(朝日新聞出版 二〇一七年)では次のように述べられている。

清少納言が引きこもった理由は、同僚たちから受けた

道長側への内通疑惑であった。やはり斉信との関係を疑われたか。いや、実は彼以外にも、清少納言には道長筋で懇意の貴族がいた。源経房や源清政である。二人は清少納言が引きこもる時、身内以外に居場所を告げた数少ない相手だった。(中略) こうした交友関係が、平時には何の問題にもならなくて、今となつては周囲の動線りを招いたのだらう。

(16) 猫を懐に入れることについて、田中貴子『猫の古典文学誌』鈴の音が聞こえる。(講談社学術文庫 二〇一四年)第二章『王朝貴族に愛された猫たち』において、「懐に抱くという親密さが、犬のような動物とは異なる」と指摘している。ただし、本稿が述べる「懐に入れる」ことの意味については論じられていない。

(17) 新編日本古典文学全集『枕草子』小学館 一九九七年

(愛知県立安城農林高等学校)